

令和4年度

山口県防災会議

令和4年5月23日

山口県庁 職員ホール

会 議 次 第

1	開会	
2	会長あいさつ	
3	議題：山口県地域防災計画の修正	頁
	○ 災害応急体制の見直し	… 1
4	報告	
	○ 災害時における行方不明者等の氏名等公表について	… 3
	○ 各種訓練の実施について	… 4
	○ 国土強靱化地域計画の進捗状況等について	… 5
	○ 気象庁の新たな取組について	… 6
5	閉会	

〔配付資料〕

・山口県防災会議配席表及び山口県防災会議出席者名簿	
・行方不明者等の氏名等の公表方針	資料 1
・国土強靱化地域計画に基づく令和4年度取組状況	資料 2
・下関地方気象台の取組	資料 3
・山口県地域防災計画新旧対照表（案）	資料 4～6

議題：山口県地域防災計画の修正 災害応急体制の見直し

近年の気象の状況や、防災対策の進展等を踏まえ、災害応急体制の見直しを行う。

1 見直しの背景

- 局所化・集中化・激甚化した大雨等による災害の頻発化・長期化
- 想定を超える大規模災害の頻発化
- インフラの防災対策や耐震化等の進展による被害軽減の効果

2 修正の概要

(1) 災害対策本部の機能強化

- [内容] 対策に応じた班の拡充や、応援職員の追加を行うとともに、必要なスペースを確保し、関係機関や各部局との総合調整機能が発揮できるように体制を整備
- [理由] 大規模災害時の初動対応や、プッシュ型支援等の広域支援の受入れに対応するもの

(2) 特別警戒体制の新設

- [内容] 全庁的な災害応急対策の強化を図るため、「第2警戒体制」と「第1非常体制」（災害対策本部設置）の間に「特別警戒体制」を新設
- [理由] 災害対策本部設置基準には該当しないものの、嚴重な警戒を必要とする場合に対応するもの（従前の特別警戒チームによる対応を明確に位置付け）

(3) 警戒体制の見直し

①災害対策本部設置基準の見直し

- [内容] ・地震：「震度5弱」→「震度5強」
・台風：「上陸」→「上陸し、顕著な被害が見込まれる場合」
- [理由] 震度5弱及び台風接近時における近年の被害状況を踏まえたもの

②配備体制の見直し

- [内容] 「第1警戒体制」としている震度3、高潮注意報での配備廃止
- [理由] 被害の実情等を踏まえ体制を見直し、事象ごとに、「第1警戒→第2警戒→特別警戒→非常体制」と適切な配備体制をとるもの

③地震発生時の職員参集基準の見直し

- [内容] ・役付職員全員及び緊急初動対策班員：「震度5弱」→「震度5強以上」
・全職員：「震度6弱」→「震度6強以上」
- [理由] 地震における近年の被害状況を踏まえたもの

災害応急体制の見直しの概要

○災害対策本部の機能強化（事務局）

区分	初動対応時	広域受援対応時
事務局体制 (総務部本部室)	指令班や情報班等による体制	部隊運用班や被災者対策班など対策班を拡充
人員配置	防災危機管理課・消防保安課員	各部局連絡員や応援職員を増員
設置場所	防災執務室・災害対策室	共用会議室

○警戒体制の見直し

< 現行 >

体制	風水害	高潮	台風	地震	津波
第1警戒	注意報	注意報	—	震度3	津波注意報
第2警戒	警報	警報	—	震度4	津波警報
災害対策本部 第1非常	相当規模の災害 特別警報	相当規模の災害 特別警報	台風の上陸	震度5弱 (役付職員等参集)	大津波警報
第2非常	県下全域、大規模の災害	県下全域、大規模の災害	県下全域、大規模の災害	震度5強	
緊急非常	全組織の対応が必要な災害	全組織の対応が必要な災害	全組織の対応が必要な災害	震度6弱以上 (全職員参集)	全組織の対応が必要な災害

※災害対策本部設置基準に該当しないものの、嚴重な警戒を必要とする場合（台風の接近、土砂災害警戒情報の発表等）には関係課で構成する特別警戒チームを設置して対応

< 見直し後 >

体制	風水害	高潮	台風	地震	津波
第1警戒	注意報	<u>廃止</u>	—	<u>廃止</u>	—
第2警戒	警報	警報	—	震度4	<u>津波注意報</u>
<u>特別警戒</u>	<u>土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨</u>	—	<u>台風の接近 台風の上陸</u>	<u>震度5弱</u>	<u>津波警報</u>
災害対策本部 第1非常	相当規模の災害 特別警報	相当規模の災害 特別警報	台風の上陸が明らかで、 <u>顕著な被害 が見込まれる場合</u>	<u>震度5強</u> (役付職員等参集)	大津波警報
第2非常	県下全域、大規模の災害	県下全域、大規模の災害	県下全域、大規模の災害	<u>震度6弱</u>	
緊急非常	全組織の対応が必要な災害	全組織の対応が必要な災害	全組織の対応が必要な災害	<u>震度6強以上</u> (全職員参集)	全組織の対応が必要な災害

下線：見直し箇所

【報告】

災害時における行方不明者等の氏名等公表について

1 趣旨

災害対策基本法第2条第1号に規定された災害が発生した場合において、行方不明者及び安否不明者の氏名等を公表することにより、被災者を早期に特定し、救出・救助活動の円滑化・効率化を図ることを目的とする。

また、死者については、誤情報の伝達防止等の観点から公表を行うことができるものとする。

2 公表方針の概要

(1) 公表基準

次の①～③のすべてを満たした場合に公表（死者については②～③）

- ① 救出・救助活動の円滑化・効率化に資すると見込まれること
- ② 住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと
- ③ 家族（遺族等）の同意

※緊急性が高い場合は、県の判断で同意を得ずに公表

(2) 公表する情報

氏名、住所（大字まで）、性別

死者については、被災場所、年齢も公表

(3) 県、市町の役割分担

- ・ 市町が被災認定及び家族（遺族）等の意向確認
- ・ 県が公表

参考

○内閣府「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」（令和3年9月）

- ・ 氏名等公表については、被災地の居住者・一時滞在者を問わず、人的被害について一元的に集約、調整を行う都道府県が行うことが基本となる。
- ・ 安否不明者の氏名等公表を行うことにより安否情報の収集等を行い、救助活動を効率化することが重要な場合においては、氏名等公表は、人の生命又は身体の保護のため緊急の必要があるときの個人情報の提供と考えられることから、それを踏まえて個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用を検討されたいこと。

○全国知事会「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」（令和3年6月）

- ・ 現行の各県の方針を踏まえ、公表のパターンを以下の3つに整理
 - ① 個人情報保護を重視し、公表を判断（家族の同意、住基閲覧制限措置なしを要件）
 - ② 発生した事実を速やかに公表（家族の同意等を前提とせず公表）
 - ③ 被災状況から公表を判断

【報告】

各種訓練の実施について

1 総合防災訓練（5月29日（日））

（1）目的

- ・出水期を見据えた、災害時における対応の手順等の確認・習熟
- ・自主防災組織を中心とした住民主体の訓練による自助・共助の推進
- ・防災関係機関の連携強化
- ・防災意識の高揚に向けた普及啓発

（2）訓練内容

図上訓練（災害対策本部設置・運営訓練）、住民避難訓練（住民避難・避難所設営運営訓練）、実動訓練（陸上・海上での救助・救出訓練）、WEB防災訓練（関係機関の防災に関する取組を紹介）

（3）会場

柳井市（柳井港、柳井市役所、柳井総合庁舎）、周防大島町（しまとびあスカイセンター、周防大島町役場）、上関町（上関町民グラウンド、上関町役場）、田布施町（ふるさと詩情公園、田布施町役場）、平生町（平生町体育館、平生町役場）、山口県庁

2 原子力防災訓練（開催時期調整中）

（1）目的

伊方発電所の原子力災害時における国、地方公共団体、原子力事業者等関係機関相互の協力体制の強化

（2）訓練内容

緊急時通信連絡訓練、住民情報伝達・避難訓練、オフサイトセンター運営訓練等

（3）会場

山口県庁、上関町

3 救援物資配送訓練（開催時期調整中）

（1）目的

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、物資の要請から避難所への配送まで一連の実動訓練を民間事業者等と連携して実施

（2）訓練内容

各種協定を活用した物資調達・配送、物資システムを利用した要請状況把握や物資管理等

（3）会場

調整中

【報告】**国土強靱化地域計画の進捗状況等について**

国土強靱化について、県・市町・関係機関等が連携・協力し、一体となって取り組んだ結果、概ね重要業績評価指標の向上が図られている。【資料2】全指標の目標達成に向けて、今後ともハード・ソフト両面から取組を実施する。

1 取組状況

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間としている。令和3年度末において、13の指標が目標値を達成

【重要業績評価指標（KPI）の達成状況】

説明	KPI
目標を達成	13
計画時から指標値が上昇	32
計画時から指標値が横ばい	12
合計	57

2 令和4年度の主な取組

分野 No.	施策分野	令和4年度当初予算	
		事業（主なもの）	予算額 （百万円）
1	行政機能／警察・消防／防災教育等	・消防防災ヘリコプター運営事業 ・交通事故防止施設総合整備事業	94
2	住宅・都市／環境	・子育て支援特別対策事業 ・大気汚染常時監視事業	3,757
3	保健医療・福祉	・地域包括ケアシステム基盤整備事業 ・障害者福祉施設整備費補助事業	601
4	産業・エネルギー	・平瀬発電所建設事業 ・厚東川2期ルートバイパス管布設事業	1,836
5	情報・通信	・防災情報ネットワークシステム 維持管理事業	265
6	交通・物流	・公共事業（道路・港湾）	24,684
7	農林水産	・県営老朽ため池整備事業 ・経営体育成基盤整備事業 ・農業農村地域活性化総合対策事業	8,222
8	国土保全・土地利用	・公共事業（河川・海岸・総合開発・砂防） ・治山事業	17,116
9	リスクコミュニケーション	・災害時避難行動等促進事業	10
10	人材育成	・建設産業活性化推進事業	8
11	官民連携	・地域共生社会推進事業	2
12	老朽化対策	・老朽化対策 ※他分野で実施する事業と重複	—

【報告】

気象庁の新たな取組について

- 下関地方气象台から説明 **【資料3】**
 - ・大雨特別警報（浸水害）の新指標導入
 - ・線状降水帯の予測精度向上に向けた取組 等